

博士学位請求論文審査要旨及び担当者

報告番号 甲 乙 第 号

氏名 岡田 真弓

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授 杉本智俊

文学研究科委員

副査 慶應義塾大学文学部教授 山口 徹

文学研究科委員

副査 上智大学神学部特任教授 月本昭男

副査 北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授 加藤博文

学識確認 慶應義塾大学文学部教授 杉本智俊

文学研究科委員

論文題目

イスラエル国における考古遺産マネジメントのあり方とその歴史の変遷

本論文は、イスラエル国における文化遺産、とりわけ考古遺跡のマネジメントについて、その性格と歴史の変遷を総合的に解明することを目的としたものである。イスラエル国は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地とされており、さまざまな思想や信仰をもった人々が生活している地域である。また、現イスラエル国も、シオニズムという民族主義的な思想のもとで建国された経緯がある。そのため、同国の文化遺産マネジメントには、これらのイデオロギーが強く反映されていると指摘されてきた。本論文は、同国の文化遺産マネジメントの性格と方針を、制度と実態の両面から総合的に検証したもので、これまでしばしば印象論で語られてきた議論をデータに基づいた実証的なものに引き上げようとしている。このような文化遺産マネジメントに対する特定のイデオロギーの影響は、程度の差こそあれ、どの地域にも認められるものであり、本論文で行われた典型的な地域の分析は幅広い応用が可能なものだといえるであろう。

論文構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第 I 部 序章

第一章 本研究の概要

第一節 本研究の目的

第二節 研究の視点

(1) 「遺跡化」と「遺産化」

(2) イスラエル国における文化遺産の定義

(3) 遺跡のプレゼンテーションとインタープリテーション

第三節 本研究の研究対象および研究手法

(1 a) イスラエル国の文化遺産マネジメント制度の変遷

(1 b) 国立公園制度を規定する法律の条文分析

(2 a) 政府主導による遺跡を活用した文化遺産マネジメントの実態

(2 b) 非政府団体主導による文化遺産マネジメントの実態

第四節 本研究の構成

第Ⅱ部 本研究の背景と先行研究再考

第二章 文化遺産の定義の歴史の変遷

第一節 「遺産」の定義の特性

第二節 「遺産」の定義の歴史の変遷

(1) 第一期（紀元前1 世紀－紀元後16 世紀）：権力者の権威発揚のための遺産

(2) 第二期（17 世紀－18 世紀）：国家の権威発揚のための遺産

(3) 第三期（19 世紀－20 世紀）：公共圏のための遺産

(4) 第四期（20 世紀以降）：普遍的な価値を有する遺産の誕生とその多様化

第三節 世界遺産制度における「文化遺産」の定義

(1) 世界遺産制度の概要

(2) 世界遺産条約における文化遺産の定義

(3) 世界遺産に内在する不均衡問と新しい文化遺産のあり方

第三章 イスラエル社会の重層性

第一節 イスラエル国の特殊性

(1) イスラエルという国

(2) イスラエル国は国民国家か

第二節 イスラエル国民の特殊性

(1) イスラエル国民の多様性

(2) イスラエル国民の出自

(3) ユダヤ人／教徒の定義

第三節 イスラエル国とパレスチナ自治区と関係

第三章 イスラエル国の文化遺産マネジメントに関する先行研究

第一節 考古学・文化遺産の政治利用に関する先行研究

(1) 民族的アイデンティティと考古学

(2) イスラエル国における国立公園の特徴

(3) 世界遺産における文化遺産の政治利用

第二節 宗教的イデオロギーと文化遺産に関する先行研究

(1) ユダヤ教に関する文化遺産の取り扱われ方

(2) 聖地に関わる文化遺産の管理

第三節 観光と文化遺産に関する先行研究

- (1) 文化遺産観光
- (2) イギリス委任統治政府時代のパレスチナ地域における観光
- (3) イスラエル建国後の文化遺産観光

第四節 先行研究の課題と本研究の立脚点

第Ⅲ部 イスラエルの文化遺産マネジメント制度の変遷

第四章 イスラエル国の文化遺産マネジメントの歴史

第一節 オスマン帝国時代

第二節 イギリス委任統治政府時代

第三節 イスラエル国樹立後〔1〕：国土開発と文化遺産マネジメント

第四節 イスラエル国樹立後〔2〕：景観改善及び史跡開発局の誕生

第五節 イスラエル国樹立後〔3〕：国立公園制度の誕生

- (1) イスラエル国における自然保護運動の高まり
- (2) 史跡開発局と自然保護団体による政府への働きかけ
- (3) 国立公園・自然保護区法の成立と国立公園局・自然保護局の誕生

第六節 イスラエル国樹立後〔4〕：第三次中東戦争後

第七節 イスラエル国樹立後〔5〕：国立公園制度の発展

- (1) 自然・国立公園保護局の誕生
- (2) 国立公園と自然保護区の種類
- (3) 国立公園／自然保護区の管理・運営体制

第八節 小結

第六章 イスラエル国における文化遺産マネジメントと国際関係

第一節 世界遺産条約締結

- (1) イスラエル国の世界遺産
- (2) 世界遺産条約とイスラエル・パレスチナ問題

第二節 パレスチナ自治区の状況

第三節 小結

第七章 国立公園制度に係る法制史

第一節 国立公園制度に係る法制度の概要と分析方法

- (1) 国立公園制度に係る法制度の概要
- (2) 分析方法

第二節 法制史に見る国立公園、自然保護区、国立史跡、記念史跡の定義の変遷

第三節 法制史に見るイスラエル国の文化遺産マネジメントの特徴

- (1) 国立公園と自然保護区の宣言と手続き
- (2) イスラエル自然・公園局の役割と権限
- (3) 評議会と総会の役割と権限

第四節 小結

- (1) 文化遺産マネジメントの法制度の充実化と自然保護意識のめばえ

- (2) 国土開発に伴う文化遺産マネジメントの分権化
- (3) 文化遺産意識の変化

第IV部 遺跡の遺産化の実態

第八章 イスラエル政府主導による遺跡の遺産化

第一節 本章の目的

第二節 史跡開発局の文化遺産マネジメント対象の特徴

- (1) 分析対象および手法
- (2) 分析結果
- (3) 小結

第三節 イスラエル自然・公園局のマネジメント対象遺跡の特徴

- (1) 分析対象および手法
- (2) 分析結果
- (3) 小結

第四節 国立公園／自然保護局の遺跡展示の特徴

- (1) 分析対象および手法
- (2) 分析結果 [1] : 発掘された文化層と展示された文化層の比較
- (3) 分析結果 [2] : 発掘された遺構と展示された遺構の比較
- (4) 小結

第九章 非政府団体主導による文化遺産マネジメント

第一節 ユダヤ民族基金による文化遺産マネジメント

- (1) 組織の概要
- (2) 分析対象および手法
- (3) 分析結果
- (4) 小結

第二節 イスラエル史跡保存協会による文化遺産マネジメント

- (1) 組織の概要
- (2) 分析対象および手法
- (3) 分析結果
- (4) 小結

第三節 西壁遺産財団による文化遺産マネジメント

- (1) 組織の概要
- (2) 西壁周辺の調査史
- (3) 西壁遺産財団による西壁トンネルツアー
- (4) 小結

第四節 宗教団体による文化遺産マネジメント

- (1) 宗教団体による文化遺産マネジメント
- (2) フランシスコ修道会と教会堂遺構マネジメント

(3) フランシスコ修道会による文化遺産マネジメントの特徴

(4) 小結

第V部 終章

第十章 結論

主要参考文献

謝辞

論文概要

第I部(第一章)では、まず本研究の目的がイスラエル国の文化遺産マネジメントの性格と歴史の変遷を解明することにあることを述べている。

イスラエル国で実施されてきた考古学や文化遺産マネジメントは、これまでしばしば「歴史の政治利用の代名詞」だと批判されてきた。それは、当地がユダヤ教、キリスト教、イスラム教という主要宗教誕生の背景となった土地であり、現イスラエル国建国にあたってシオニズムという民族主義的な主張がさかんになされた場所であるため、文化遺産がそれぞれのイデオロギーを支持する根拠のように扱われてきたという批判である。しかし、このような先行研究の多くは、限られた遺跡の事例からその傾向を指摘するのに留まっており、同国における文化遺産マネジメントの全体的性格を反映しているかどうかはたしかでない。また、こうした議論は、しばしば考古学的方法論に対する批判と遺跡マネジメントの実態を混同しており、データに基づく議論となっていない。

そこで、本論文はイスラエル国において行われてきた文化遺産マネジメントの方針を、制度と実態の二面から悉皆的に分析し、その全体像を描き出すことを試みている。また、それぞれ建国以前から現在にいたるまでの通時的な変化を読み取り、文化遺産マネジメントの方針や思想にどのような変化があったのかを抽出している。

第II部では、本論文の前提として、第二章で文化遺産の定義、第三章でイスラエル社会の概要を示している。第四章では、イスラエル国の文化遺産マネジメントに関わる先行研究を検討し、特に考古学・文化遺産の政治利用、宗教と文化遺産、観光と文化遺産に関する議論に焦点をあてている。また、この種の研究に内在する問題と本論文の立脚点をあきらかにしている。

第III部では、最初の分析として、イスラエル国の文化遺産マネジメントを担当する制度を規定する法律を検討し、その特徴と歴史の変遷を抽出している。第五章では、19世紀末のオスマン帝国末期から現在までにパレスチナ地域で実施された文化財政策について議論している。基礎となる条文は、『古物条例第51号』Antiquities Ordinance No. 51 (1929年)、『古物条例』Antiquities Ordinance from the Law of Palestine (1934年)、『古物規則』Antiquities Rules (1959年)、『イスラエル古物法』Israel Antiquities Law (1978年)である。第六章では、その後のイスラエル国の文化遺産マネジメントに大きな関わりを持つようになる国際関係、特に世界遺産制度への参加およびパレスチナ自治区の現状について整理している。

第七章では、第五、第六章を背景として、イスラエル政府による文化遺産マネジメントの核で

ある国立公園制度を規定する法律の条文分析を行っている。『イスラエル自然・公園局』Israel Nature and Parks Authority (INPA) は、1964年に設立され、その後同国における文化遺産マネジメントの中核をになうものとなった。対象となる法律は、『国立公園・自然保護区法』National Parks and Nature Reserves Law (1963年)、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法』National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law (1992年)、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法』National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law (1998年)の三つ、およびこれらへの修正や細則の追加である。第七章第二節では、特に国立公園、自然保護区、国立史跡、記念史跡の定義とその運営・管理のあり方の変遷を抽出し、第三節では、国立公園と自然保護区指定の手続き、INPA の役割と権限、評議会と総会の役割と権限に関する条文について検討を加えている。

第Ⅳ部では、二つ目の大きな分析として、イスラエル国における文化遺産マネジメントの実態を扱っている。第Ⅲ部において抽出された制度上の特徴と変化が、遺跡保存と展示の実態にどう反映されているかを検討するためである。第八章では、イスラエル政府主導の国立公園制度による文化遺産マネジメント、第九章では、それ以外の非政府団体主導で管理されている文化遺産マネジメントについて分析している。

第八章では、まず国立公園として選定された遺跡について、発掘調査でどの時代の、どのような性格の遺構が検出されたのかを確認し、その類型化を行っている。対象となる遺跡は、INPA の前身組織である歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と景観及び史跡開発局によって選定された33ヶ所の遺跡（第二節）と、INPA が誕生した後に国立公園あるいは自然保護区整備の一環としてマネジメントされた40ヶ所の遺跡である（第三節）。さらに、実際に保存・展示された遺跡はどの時代の、どの遺構なのかを示し、発掘調査結果との比較から、それがどの程度遺跡の遺産化に反映されているのかを検証している。すなわち、遺産化の際に恣意性は認められるのか、認められるとするならば、どのような恣意性かが議論されている（第四節）。

また、第九章では、イスラエル政府以外が主体となって実施されている文化遺産マネジメントの事例を取り上げ、その特徴を抽出している。政府主導の文化遺産マネジメントと比較して、同国における文化遺産マネジメントの全体像を包括的に理解するためである。具体的には、ユダヤ民族基金、イスラエル史跡保存協会、西壁遺産財団、フランシスコ修道会の四団体を対象に、それぞれの組織の性格、マネジメントしている文化遺産の内訳と性格、マネジメント手法の違いを論じ、INPA の場合との相異をあきらかにしている。

第Ⅴ部（第十章）では、終章として、上記の分析から得られたイスラエル国における文化遺産の保護・活用のあり方と歴史的変遷についての結論が記されている。主たる論点は、以下の三つである。

(1) イスラエル政府主導の文化遺産マネジメントは、その法制史と実態の総合的な分析に基づく、これまでしばしば指摘されてきたように、かならずしも一面的に自国のアイデンティティを聖書の歴史記述と関連づけるようなものではなかったことがあきらかとなった。むしろ1950年代に開始された文化遺産マネジメントの根底には、民族的・宗教的イデオロギーとは別に、観光産業開発といった当時の社会的ニーズも大きな意味を持っていた。このことは、残存状態の良いローマ時代、ビザンツ時代の遺跡や観光資源として見栄えがする都市遺跡が積極的にマネジメ

ント対象となってきた傾向からも追認することができる。

(2) また、イスラエル国で実施されてきた文化遺産マネジメントのあり方は、時間の流れとともに大きく変化したことも示された。イスラエル政府主導のもと、国立公園制度で遺産化された遺跡は、郷土学習のための歴史資源として保存される形から、自然環境保護や参加型余暇に資する形で保存されるようになってきた。『イスラエル古物法』(1978年)が定める文化財の定義から外れた、いわゆる19世紀以降の近代遺産への関心の高まりも認められた。特に1980年代以降は、シオニズム国家イスラエルの建国史を保存する動きが各地でおこり、聖書にもとづく古代国家史よりも、近代国家建国史を各地で強調するようになってきている。さらに1980年代から始まった各都市の再開発に伴い、それまで中央政府が担ってきた文化財行政の責務を地方政府も負うことになり、各地域の歴史の特色を活かした文化遺産マネジメントを独自展開する地域も現れた。こうした社会における思想的な変化や文化財保護制度の変革は、国立公園制度の中に新しい文化遺産の概念を追加しただけでなく、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体による文化遺産マネジメントを生み出した。

(3) さらに本論は、政府主導の文化遺産マネジメントだけでなく、非政府団体主導の文化遺産マネジメントもイスラエルで実施されていることを指摘している。これらは、ともすると特定のイデオロギーに偏った文化遺産マネジメントになりかねない危険性をはらんでおり、実際、西壁遺産財団やダビデの町財団は、そのような批判を浴びている。しかし、イスラエル政府主導による文化遺産マネジメントとそれらが並列して認められることによって、結果的に、多様な視点からイスラエル国の文化遺産が後世に継承されることを可能にしている面もある。こうした特定の主義主張を実現するための文化遺産マネジメントは、世界遺産制度などの前提となる多文化主義とは一線を画するものである。イスラエル政府は、本論文が示すように、世界遺産型の文化遺産マネジメントに舵を切りつつあるのに対し、西壁遺産財団等はその真逆を突き進んでいるともいえる。しかし、イスラエル国には大きく思想や宗教の異なる人々が存在しており、このような相異なる文化遺産保存のあり方が併存する事例は、「誰のための文化遺産か」という文化遺産研究が向き合う問いに対して、新たな一石を投じるものであることが指摘されている。

審査要旨

本論文は、イスラエル国における文化遺産、とりわけ考古遺跡のマネジメントについて、その性格と歴史的変遷を総合的に解明することをめざしたものである。その最大の貢献は、イスラエル国における文化遺産マネジメントの全体像を実証的に描き出したことである。

これまでイスラエル国における文化遺産マネジメントは、しばしば特定のイデオロギーの影響を強く受けていると批判されてきた。それは、同国がユダヤ教、キリスト教、イスラム教という主要宗教の背景となった土地であり、現イスラエル国建国にあたってシオニズムという民族主義的思想が基礎となっているためである。すなわち、古代イスラエルの歴史を「聖書考古学」を通して示すことで、この地に関するイスラエル人の権利を主張しようとしてきたと指摘されるのである。しかし、このような先行研究の多くは、ローマ帝国に対するユダヤ独立戦争の遺跡マサダなど、限られた遺跡の事例からその傾向を指摘するに留まっており、それが同国における遺跡マネジメントの全体的性格を反映しているのかどうかはたしかでなかった。

これに対して、岡田君は、イスラエル国において行われてきた文化遺産マネジメントの方針を、制度と実態の二面から悉皆的に分析し、その全体像を描き出すことに成功している。制度に関しては、イスラエル国建国前後に立法された四つの法律から、建国当初のイスラエル国がどのような文化マネジメントの方針を持っていたのかを描き出している。また、その制度として国立公園制度が確立した後は、『イスラエル自然・公園局』（INPA）を規定する法律の条文から、それらがどのような方針で選ばれ、運営されてきたのかを分析している。

また、制度だけでなく、文化遺産マネジメントの実態に関しても、同国のすべての国立公園で実際に保存・展示されている対象を分析し、その性格を描き出している。国立公園に選定された遺跡における元来の考古学的発掘調査では、どの時代の、どの種の遺構が確認されたのかがまず示され、それに対して、実際に保存・展示されているものは何であるかが同一基準で比較されている。その結果、その遺跡の保存・展示になんらかの恣意性があったのか、あったとすれば何かが議論されている。

結果としてあきらかになったことは、たしかに建国当初の文化遺産マネジメントでは、聖書時代の遺跡も数多く保存されたが、それと同程度ユダヤ教とはかならずしも相容れないビザンツ時代や十字軍時代の遺跡も保存されていたことである。これは、これらの時代の遺跡が目立つ遺構を持っており、欧米からの観光客を期待していたためだと思われ、イスラエル政府が当初より観光開発に強い関心を持っていたことと関係があると論じられている。また、考古学的発掘調査の結果と保存・展示内容に大きな違いが見られないことも指摘されており、その選定に明確なイデオロギー的な偏向を認めることができなかつた点は、非常に興味深い。

さらに、岡田君は、同国における文化遺産マネジメントの方針や思想に時代による変遷があったことを捉えており、この指摘もこれまであまり認識されてこなかつた点である。実際、イスラエル国によって保存されてきた文化遺産の変遷を見ると、次第に考古学的遺跡はそれ単独で保存対象となるのではなく、自然環境の保護や参加型余暇との関わりで保護されるようになった傾向を確認することができる。制度的にも、建国当初、歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と景観及び史跡開発局によって保存される遺跡が選定されていたものがINPAによって管理されるようになったこと、また同様の傾向はINPAを規定する条文の度重なる変更にも反映されていることが示されている。これは、宗教的背景や古代史から自分たちのアイデンティティを確立しようとするよりも、環境保護意識や現実主義的価値観が優先されるようになったことを反映していると言えるであろう。また、19世紀以降の、いわゆる近代遺産への関心の高まりも認められた。特に1980年代以降、シオニズム国家イスラエルの建国史に関わる遺構を保存する動きが各地でおこり、イスラエル国が宗教よりも近代シオニズム運動によって建設されたことが強調されるようになってきている。国立公園制度のなかに新しい文化遺産の概念が追加されたことが認められるのに加え、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体の活動にも、同様の文化遺産マネジメントの意識を見ることができる。これらの点は、イスラエル社会における思想の変化を汲み取った重要な指摘であろう。

さらに、本論文は、政府主導の文化遺産マネジメントに加えて、非政府団体主導による文化遺産保存も取り上げ、その両者の違いと役割分担についても扱っている。分析には不十分な面も残されているが、これまで非政府組織による文化遺産マネジメントの役割や意義がほとんど注目さ

れてこなかったことを考えると、この議論の意味は大きい。イスラエル政府主導の文化遺産マネジメントは、すでにあきらかにされたように、他の西欧諸国と同様、多文化主義的な方向性を取っているが、これらの非政府組織は、しばしば強力な民族主義的主張や宗教組織によって運営されており、岡田君の指摘するとおり、特定のイデオロギーに偏った文化遺産マネジメントになりかねない危険性を持っている。しかし、同時に、これらが文化遺産マネジメントの多様性に貢献しており、今後「誰のための文化遺産か」という問いに新たな一石を投じるものであるという指摘は、傾聴に値する。多文化主義自体もひとつのイデオロギーであり、それに対する反発も見られるようになってきているからである。むしろ、宗教的市民と非宗教的市民を含む、さまざまな価値観をもったグループの人々が、それぞれに認め合うことができる文化遺産との向き合い方を考える必要性は増してきている。この非政府組織の活動の検討は、そうした問題を考える貴重な視座を提供してくれるといえよう。

このように本論文は、これまでともすると個別の例から一面的な議論がなされることが多かったイスラエル国における文化遺産マネジメントに関して、実証的かつ総合的なデータに基づいたより信頼性の高い姿を描き出した点において、高く評価できるであろう。また、政府主導の文化財マネジメントと非政府組織主導の文化財マネジメントの問題は、今後さらに議論を深めていくべき重要な課題を内包しているといえる。

一方、本論文には、以下のような問題点や課題も残されている。まず、本論文の中核のひとつである文化遺産マネジメントの実態分析（第八章）において、各遺跡の調査結果と展示内容の類型化に厳密さを欠いている印象をまぬがれない。多様かつ広範な遺跡の状況を類型化すること自体の難しさもあるであろうが、調査時期の違い、遺跡内の全体と部分の関係、伝統的に与えられた年代と調査結果の違いをどのように評価するかなど、さらに精緻な方法論の検討と同地域の考古学に関する厳密な知識が必要とされるであろう。

また、イスラエル国における文化遺産保存の経年的な変化を指摘した点は非常に興味深いですが、それと法律で定められた制度上の変化の画期が交わって十分議論されていない点も残念である。すでに資料は存在しているので、この点はぜひ今後検討に加えてほしい。

非政府団体による文化遺産マネジメントは、将来に向けて大きな可能性のある分野であるが、現状ではまだ十分な広がりや議論の深みを持っていない。その全体像を捉えるためには、地方公共団体、キブツやイスラム教のワクフなども議論に含めるべきであろう。また、それらを同一基準で評価する方法論の設定が必要となるであろう。特に、先行研究の検討で「ユネスコでさえ、ボトムアップの市民参加路線でいくのか、トップダウンの官僚型路線で行くのか舵取りを決めかねているように見受けられる」といった指摘がなされているが、そのような文化遺産マネジメントの大きな方針との関連でより包括的な議論へと発展させてほしいと思われる。

このように、本論文にいくつかの課題が残されていることは事実であるが、それは岡田君がこの考古学の新しい分野に果敢に取り組んだ結果であり、今後の研究の発展可能性と見なすことができるであろう。これまでイスラエル国における文化遺産マネジメント研究は、個別の事例からの議論に留まっていたが、岡田君が法律と実態に関わる膨大なデータを示して同国における文化遺産マネジメントの全体像を描き出したことの意義は大きい。また、岡田君はイスラエル国を例に取り上げているが、このような文化遺産マネジメントに対する多様なイデオロギーの相克は、世

界的な課題となってきた。「文化財は誰のもので、どう利活用されるべきなのか」というパブリック考古学の根本的課題に対して、本論文はひとつの取り組むべき方向性を示した研究として高く評価することができるであろう。

以上により、審査員一同は、岡田真弓君の本論文を博士（史学）の学位授与にふさわしい業績であると判断するものである。